

令和7年4月25日

各中学校保護者様

香取市教育委員会

休日部活動の地域移行を目指した取組について

日頃より、市教育行政に対してご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

香取市では、令和5年1月からスポーツ・文化芸術団体等と学校・保護者代表等による「香取市地域部活動検討委員会」での協議をもとに、休日の部活動の地域移行に取り組んできました。現在、陸上競技（6中学校）とソフトテニス（1中学校）、剣道（1中学校）において、地域クラブによる休日の活動を展開しております。また、令和7年3月には香取市「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定したところです。

令和7年度は、各中学校で複数の部活動が、休日の活動を地域クラブ等に移行できるよう進めています。

つきましては、部活動の地域移行に向けた取組についてご理解いただくとともに、今後生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会維持のため、ご協力をお願いいたします。

1. 香取市における部活動地域移行等の状況

中学校名	地域移行している部活動	中学校名	地域移行している部活動
佐原中学校	陸上競技	小見川中学校	陸上競技
香取中学校	陸上競技	山田中学校	陸上競技、ソフトテニス
佐原第五中学校	陸上競技	栗源中学校	陸上競技
新島中学校	剣道		

部活動指導員 ※顧問に代わり技術指導や大会、練習試合等学校外での活動の引率などに携わる外部人材

中学校名	配置している部活動	中学校名	配置している部活動
佐原第五中学校	卓球	香取中学校	ソフトテニス

2. 香取市の部活動地域移行スケジュール（令和7年4月現在）

時期	地域クラブに移行する部活動数	学校部活動（休日）	学校部活動（平日）	大会への参加
令和6年度	各中学校1部活動以上	継続 (実施クラブ注2以外)	継続 (週4日以内)	学校単位 (実施クラブでも可)注3
令和7年度	各中学校複数部活動注1	継続 (実施クラブ注2以外)	継続 (週4日以内)	学校単位 (実施クラブでも可)注3

令和8年度以降についても、各学校の部活動状況や、受け皿となる地域クラブや指導者等の状況を踏まえながら、地域移行の拡大を検討していきます。

注1 令和7年度に新たに地域移行する種目については、受け皿となる競技団体や指導者を検討している段階のため未定です。今後、中学校と連携しながら地域移行を進め、その状況をお知らせしていきます。

注2 「実施クラブ」とは、休日の部活動を地域クラブに移行している種目のことをいいます。

注3 「大会参加」については、学校単位が基本ですが、学校単位での参加ができない種目は、地域クラブでの参加が認められる種目があります。（各大会規定によります。）

Q&A

1. 部活動の地域移行(地域クラブ活動への移行)によって何が変わるの？

- 《運営主体》 休日の活動の運営主体を学校から地域団体等に移行することを目指しています。
※ 将来的には平日の部活動も地域に移行することを想定していますが、まずは、中学校における休日の部活動を段階的に地域移行することを目指します。
- 《指導者》 これまでは、主として教職員が部活動の指導を行ってきましたが、移行すると、地域クラブ等の指導員が指導することになります。
※ ただし、専門的知識や技量、指導経験をもち、かつ指導を希望する教職員については、地域クラブ等で指導することも想定しています。
- 《保険》 学校部活動は、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」が適用されますが、地域クラブ活動は、活動場所が学校の施設であった場合も、この給付制度が適用されないため、活動中の事故等の補償を受けるには、別途、スポーツ安全保険等への保険加入が必要となります。

2. 今後の休日の活動はどうなるの？

国は、中学校における休日の部活動を段階的に地域移行する方針を示していますが、地域移行にあたっては、それを可能とする活動環境の整備や指導者の確保が必要になります。

つきましては、地域移行の準備が整った学校や種目・活動から移行することとしており、それまでは、できる限り、学校の部活動として継続する予定です。

3. 今後、学校単位で行う部活動はなくなるの？

まず、中学校における休日の部活動を段階的に地域移行（地域クラブ活動へ移行）することを目指しています。休日の活動が地域に移行し「地域クラブ活動」となったとしても、当面の間、平日の部活動は学校部活動として活動を続けます。

4. 地域移行によって必要となる活動費用はだれが負担するの？

これまでの学校部活動では、主に学校外への交通費や道具等の費用などを保護者にご負担いただきました。地域移行後の活動費用の負担は、加入するクラブ等の実情に応じ、会費等の運営に必要な費用をご負担いただくこととなります。(原則として受益者負担になります。)

香取市としましても、可能な限り、学校施設を活動の場として優先的に利用いただく等、保護者の皆様の負担軽減に努めてまいります。

担 当
香取市教育委員会

学校教育課 TEL (50) 1239

生涯学習課 TEL (50) 1221